

第5章

# 心和美しく豊かな景観と環境を大切にしまちづくり

## 第1節

## 自然環境の保全と景観づくり

### 1. 自然環境の保全

#### (現況と課題)

本市は、筑波山を望む美しい田園環境、鬼怒川をはじめとする河川の水辺、里山・平地林などの自然環境を有しています。これらは歴史ある市街地や潤いある集落環境を背景として、市民の誇り、心の拠り所となっています。近年では地球温暖化などの地球環境への認識の高まりから環境問題や河川の美化、里山の保全に取り組む市民・団体の活動も活発に行われています。

本市が誇るこうした豊かな自然環境を保全して、将来の世代に継承していくことが市民と行政の責務であることを改めて認識し、市民と行政が協働で環境保全に取り組んでいく必要があります。

今後は、自然環境の保全や地球環境に配慮した生活環境対策に積極的に取り組むとともに、心和田園風景や地域にあった街並みづくりなど、新たな時代に向けて、本市の個性・魅力が際立つ美しい都市環境づくりを推進していく必要があります。

#### 市内主要5河川のBOD<sup>※</sup>の適合状況

(単位:%)

	鬼怒川	小貝川	五行川	大谷川	糸繰川	総合適合率
平成18年度	63	67	88	88	100	81
平成19年度	100	88	100	63	100	90
平成20年度	100	88	100	100	100	98
平成21年度	100	100	100	88	100	98
平成22年度	100	100	100	100	100	100

#### (計画目標)

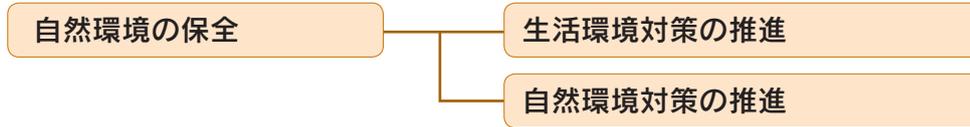
- 豊かな自然環境や生態系を守り、自然と共生する環境への負荷の少ないくまちづくりを目指し、公害防止をはじめとする生活環境の保全に努めるとともに、市民の憩いの場となる河川や緑地等の保全に市民とともに取り組んでいきます。

※BOD:生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

## (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
BODの総合適合率	100%	100%

## (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 生活環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共用水域や地下水の監視、調査を実施するとともに、工場、事業所等から排出される水及び地下に浸透する水を監視し、周辺地域の環境保全に努めます。</li> <li>ばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を監視し、大気汚染防止に努めます。特にダイオキシン類、環境ホルモン等の有害物質対策には監視対策の充実、強化に努めます。</li> <li>工場等の騒音・振動については、防音・振動対策を指導します。また、日常生活における近隣騒音については、事業者や住民に対する啓発を図り、静穏な生活環境の保全に努めます。</li> <li>工場その他の事業場の悪臭については、立入調査を強化し悪臭防止対策に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水環境に対する意識の高揚</li> <li>公共用水域等の水質調査</li> <li>工場、事業所等の立入調査の実施</li> <li>自動車騒音常時監視調査</li> </ul>
2. 自然環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民主体の緑環境の保全に努めます。</li> <li>みどりの保全や河川の浄化対策を図り、生き物の棲みやすい自然と共生する環境への負荷の少ないまちづくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO法人への里山の保護活動委託</li> <li>環境問題の調査研究</li> <li>生活排水対策の充実</li> <li>河川の美化、里山の保全に取り組む市民・団体の活動支援と連携</li> </ul>

## 2. 景観づくりの推進

### (現況と課題)

平成16年6月、景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定され、多くの自治体において景観形成の取り組みが進められています。本市は、筑波山を望む広大な田園景観、鬼怒川・小貝川をはじめとする河川や緑地の景観、北部丘陵地の山林や田園に残る里山・平地林・集落景観など、豊かな水と緑を象徴する自然景観を有しており、これらは市民のふるさとの風景として継承されてきました。また、古くからの県西地域の中心地として発展してきた歴史と文化の環境は、自然環境と相まって多くの芸術家を輩出する風土として本市に深く根付いています。

今後とも、先人が守り育ててきた環境や歴史・文化と暮らしとの関わりを次代にしっかりと継承していくため、美しい自然・田園景観や歴史的街並みの保全、都市の活力を象徴する風格ある市街地の景観など、筑西市ならではの魅力ある都市環境・景観づくりに市民とともに取り組んでいく必要があります。

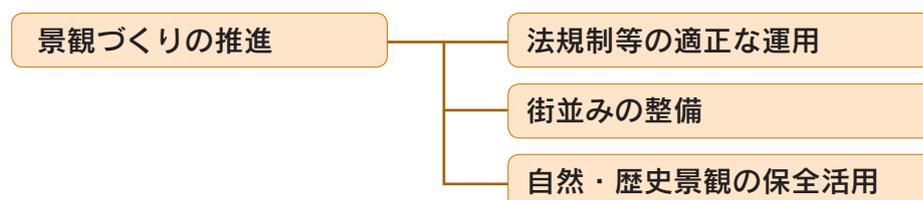
### (計画目標)

- 美しい自然景観と歴史・風土が調和した筑西市らしい街並み・景観を創出し、次代に継承していきます。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
違反屋外広告物是正・指導	0件	250件

### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 法規制等の適正な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観法や屋外広告物法に基づく県条例の適正な運用を行うとともに、「都市計画マスタープラン」※に基づきながら、地域の特性を活かした景観形成に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物規制の適切な運用</li> </ul>
2. 街並みの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な居住環境を維持するため、計画的な都市基盤の整備と街なかの自然環境との調和を図りながら、誰もが誇りをもって住み続けられる美しい街並みづくりを推進します。</li> <li>街なかにおいては、蔵造りや歴史ある建物など、昔ながらの景観と共存を図りながら、文化的で活力と賑わいのある街並みづくりを推進します。</li> <li>違反広告物等への適切な規制を行うとともに、市民の住まい環境・景観への関心を高め、違反ビラなどの撤去作業を行う団体の増加など景観づくりへの積極的な参加を促進していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観資源の把握や活用策についての協議の推進</li> <li>地区計画制度や建築協定、緑化協定等の活用</li> <li>稲荷町とおりにおける街並み協定に基づく美しい街並みの形成推進</li> <li>茨城県まちの違反広告物追放推進制度の推進</li> </ul>
3. 自然・歴史景観の保全活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑波山を望む景観に配慮するとともに、鬼怒川や小貝川などの河川景観、平地林などの残された貴重な自然、緑豊かな田園・集落景観、歴史ある街並み景観などの保全に市民とともに取り組むとともに、自然環境・景観の保全に取り組む市民・団体の活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「かわまちづくり計画」の推進</li> <li>自然環境・景観の保全に取り組む市民・団体の活動支援と連携</li> </ul>

※都市計画マスタープラン: 都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

## 第2節 地球環境を守る循環型社会の形成

### 1. 循環型社会の形成

#### (現況と課題)

本市では循環型社会の構築に向けて、分別収集の徹底、資源ごみの回収の充実によるごみの減量化を推進しており、1世帯当りのごみの排出量は全国平均よりも少ない状況にあります。一方、資源ごみの回収量は減少傾向にあり、今後とも、市民やリサイクル推進団体の協力を得ながら、筑西市全体のごみ排出量の減少とリサイクル率の向上を図っていく必要があります。

また、ごみ処理については、「一般廃棄物処理計画」に基づく適正処理を進めているほか、し尿及び浄化槽清掃汚泥は、筑西広域市町村圏事務組合し尿処理施設により衛生的に処理を行っています。

地球温暖化対策では、筑西市地球温暖化対策実行計画を基本にした施策を展開しています。

不法投棄対策は、地域の豊かな自然環境を守る上で、重大な社会問題となっており、今後とも、地区のリサイクル団体等との連携を図りながら、防止看板の設置や監視・パトロール体制の強化を図っていく必要があります。

今後は、「筑西市きれいなまちづくり条例」の施行に伴い、市、市民等、事業者及び所有者等が、それぞれの責務を自覚のうえ、清潔できれいなまちづくりに取り組んでいく必要があります。

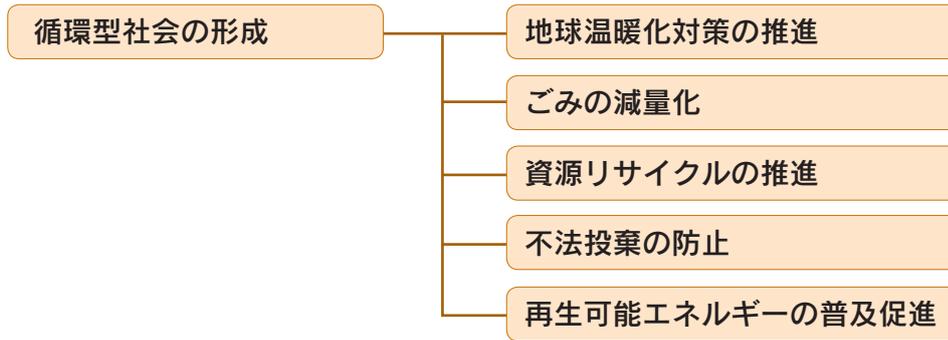
#### (計画目標)

- 市民と行政が一体となって地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、市民や企業の意識の一層の高揚を図り、ごみの減量化・再資源化・再生可能エネルギーの普及を推進し、次世代に継承すべき良好な地域環境を保全します。
- 「筑西市きれいなまちづくり条例」に基づき、市、市民等、事業者及び所有者等が相互に協力して連帯意識を高めながらきれいなまち筑西の実現を目指します。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
リサイクル率(収集ベース)	11.1%	13.0%
1人が1日に排出する家庭ごみの量	609g	550g

## (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「筑西市地球温暖化対策実行計画」を基本に各施策を展開します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等における二酸化炭素の排出削減や省エネルギー・省資源などの推進</li> <li>民間施設や一般家庭で取り組む地球温暖化対策の普及・啓発</li> </ul>
2. ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 R 広報紙の発行など、ごみの減量化についての啓発を図るとともに、ごみの減量化に有用な生ごみ処理機器の利用を促します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動処理機器・コンポスト・EM ぼかし容器<sup>※1</sup>購入費用を助成する補助金交付事業の周知</li> </ul>
3. 資源リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル団体や自治会等、市民との協働のもと分別収集・リサイクルの推進を図ります。</li> <li>ごみ減量化同様 3 R 広報紙の発行などで各家庭でのリサイクルの意識高揚を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別収集・リサイクルの推進</li> <li>リサイクル意識の高揚</li> </ul>
4. 不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川や山林への不法投棄の防止に努めます。</li> <li>市民・団体との連携のもと、不法投棄の監視やパトロールの強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>きれいなまちづくり条例の周知</li> <li>家電リサイクル法に基づく処理の周知</li> <li>粗大ごみ戸別回収制度の周知</li> </ul>
5. 再生可能エネルギーの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への負担の少ない再生可能エネルギーの普及促進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システムなどの普及・啓発</li> </ul>

※1 EM ぼかし容器: EM 菌(有用微生物群)によって、生ゴミをたい肥にする容器。

## 第3節 計画的土地利用と市街地の整備

### 1. 計画的土地利用の推進

#### (現況と課題)

本市は、全域20,535haが都市計画区域に指定され、そのうち約7%に当たる1,522haが市街化区域となっていますが、近年、市街地の空洞化や商業施設、住宅の郊外立地など、社会経済情勢等を背景に土地利用の形態も変化しつつあります。

本市ではこれまで、土地利用の基本である地籍調査や、地域の特性に応じた土地利用の推進を図ってきました。

今後は、引き続き地籍調査の推進や、市街化区域の計画的な整備と効率的な土地利用、市街化調整区域における開発の適正な誘導など、さらなる地域の特性に応じた適切な土地利用の推進を図り、生活環境の向上と地域の活性化を図っていく必要があります。

また、筑西幹線道路等の整備により影響を受ける沿道地域や、市内の連携を高める沿道地域においては、周辺環境や地域の特性を踏まえた適切な規制誘導のもと、地域の豊かさにつながる秩序ある土地利用を推進していく必要があります。

#### 地目別土地面積

(単位:km<sup>2</sup>)

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
平成12年	65.60	55.05	29.70	13.61	0.71	6.81	33.87	205.35
平成15年	65.54	53.72	30.18	13.39	0.70	7.45	34.37	205.35
平成18年	66.12	53.10	30.98	13.46	0.85	7.89	32.95	205.35
平成21年	66.00	52.89	31.28	13.26	0.82	9.29	31.81	205.35

資料:筑西市統計要覧(平成21年度版) 原資料:資産税課(概要調書)

#### (計画目標)

- 地籍調査を推進するとともに、周辺都市との連携及び交流の強化を図り、県西地域の拠点都市に相応しい魅力や都市活力の向上を目指し、都市と自然のバランスを大切にし、農業環境や自然環境に配慮した適切な土地利用誘導と、地域特性を踏まえた適正かつ合理的な土地利用を推進します。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
地籍調査事業の推進	119.70km <sup>2</sup>	120.76km <sup>2</sup>

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 総合的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「都市計画マスタープラン」に基づく地域別の土地利用計画の策定や開発許可制度、市宅地開発指導要綱等の整備により、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。</li> <li>区域指定制度導入により、市街化調整区域での住宅建設の緩和を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画基本図作成</li> <li>都市計画基礎調査</li> <li>開発許認可事務</li> <li>用途地域確認事務</li> <li>用途地域や線引きの見直しの検討</li> <li>バランスのとれた土地利用の推進</li> <li>県指針に基づく都市計画道路見直しの検討</li> <li>区域指定制度の周知と運用</li> </ul>
2. 自然と暮らしが共存する環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな自然や歴史環境を保全しながら、個性あるまちづくりや潤いある生活環境づくりへの活用を図ります。</li> <li>産業との連携に基づく複合的な土地利用の誘導や、地域の特性に応じた緑豊かな街並みづくりなど、自然と暮らしが共存する魅力ある環境づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用ゾーニングの検討と推進</li> </ul>
3. 地籍調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の権利の保護及び土地取引の円滑化、行政の効率化を図るため、国土調査法に基づきながら、未調査区域の地籍の実態を適切に調査します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地籍調査</li> <li>地籍簿作成</li> </ul>

## 1. 市街地の整備

### (現況と課題)

本市の市街地は、下館駅を中心とした中心市街地、川島駅・玉戸駅周辺の副次的市街地、各地区の既成市街地、工業団地から構成されており、それぞれの地区の特性に応じて、道路や公園等の都市基盤施設の整備を段階的に進めています。

本市ではこれまで、JR下館駅から国道50号までの県道稲荷町線を軸とする市街地において、目抜き通りとなる稲荷町線の拡幅、地域交流センターや美術館の建設及び筑西しもだて合同庁舎等の整備が行われ、文化・交流ならびに行政機能を担う都市生活支援拠点として、潤いと活力をもたらす中心市街地の再生が進められてきました。一方、歩道整備等、安全で快適な環境づくり、市街地の利便施設の維持や基盤整備等については一層の取り組みが期待されます。

今後は、下館駅周辺の歩道段差解消及び歩行者空間の確保による安全で快適なバリアフリー環境づくりを進め、ソフト事業を中心とした施策による活性化を図ります。

国道50号下館バイパス沿線については土地区画整理事業による面的・総合的な市街地整備により、良好な住環境の保全とゆとりある住宅地の形成を進めています。さらに既成市街地については、より安全で快適な居住環境の実現を促進するため、地区の位置づけや課題等を把握し、居住環境整備を促進します。また、市街化区域内での効率的な土地利用を図るため、地区計画制度の活用等について検討し、住民と行政の合意形成のもとに、適切な基盤整備に努めます。

また、「都市計画マスタープラン」に基づく土地利用計画や都市再生整備計画など計画的な市街地の整備を推進するとともに、地区の特性に合わせ、街並みや景観に配慮した市街地整備を推進していく必要があります。

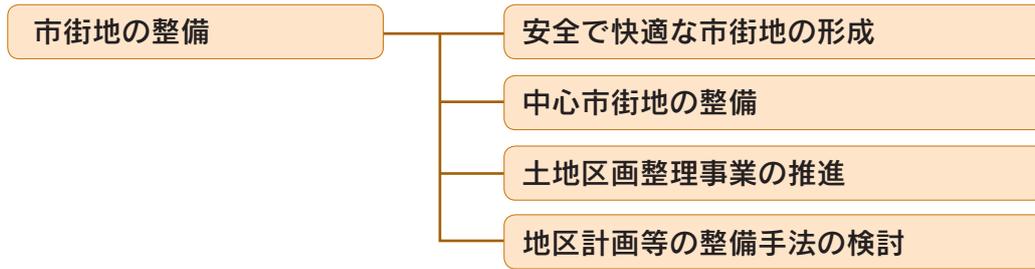
### (計画目標)

- 本市の誇る豊かな自然環境・田園環境との調和を基本に、中心市街地への都市機能の集積による活力と魅力のある都市生活拠点の形成を図るとともに、地区の特性に合わせ、街並みや景観に配慮した市街地整備を推進します。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
土地区画整理事業(八丁台地区 施行面積60.1ha)	90.1%	100.0%

**(施策の体系)**



**(基本計画)**

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 安全で快適な市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境や景観との調和を図りつつ、住民の理解と協力のもと、道路・公園をはじめとする公共施設等の計画的な整備を推進し、地域の特性が生かされた安全で快適な市街地の形成を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープランに基づく安全で快適な市街地の形成</li> </ul>
2. 中心市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>街並み環境の整備や街なかの魅力再生などを推進し、公共機能の集積を図りながら歴史と文化の香るまちの顔づくりに努め、市民の交流を促進し、高齢者等にも暮らしやすい活力ある市街地づくりを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街並み協定の継続</li> <li>蔵や空き店舗の活用推進</li> <li>下館駅周辺の歩道段差解消及び歩行者空間の確保</li> </ul>
3. 土地区画整理事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺市街地のスプロール化※の防止と、公共施設の整備改善・宅地の利用増進のため、土地区画整理事業による面的整備を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>八丁台土地区画整理事業</li> </ul>
4. 地区計画等の整備手法の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域内での効率的な土地利用を図るため、地区計画の活用等について検討し、地域に即した安全で快適な生活環境や市街地環境づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海老ヶ島東部地区、東館地区について地区計画の活用等について検討</li> </ul>

※スプロール化：都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと。

## 第4節 交通環境の整備

### 1. 道路網の整備

#### (現況と課題)

本市の道路体系は、東西方向に走る国道50号、南北方向に走る国道294号の2路線を骨格とし、これらを補完する環状道路や放射道路として県道及び市道がネットワークを形成しています。東日本大震災時には、国道50号の一部が被災し一時通行止めとなり、交通渋滞を引き起こし災害復旧に支障をきたすこともあったことから、国道50号バイパスの早期完成が期待されています。

都市計画道路については、45路線、総延長125.42kmが計画決定されており、整備率は平成21年度末現在で46.1%となっています。中心市街地の活性化にも関係する国の官公庁施設と市の公共施設等を連絡する中島・富士見町線及び中島・西榎生線(都市計画内)の整備が平成22年度に完了し、中心市街地のアクセスの軸となる道路の一つとなっています。

現在、市街地環状線を形成する一本松・茂田線(筑西幹線道路)や中島・西榎生線(南伸)・都市計画道路の小川線の整備を進めています。

今後は、広域化する都市活動に伴い増大する交通需要への対応を踏まえつつ、「都市計画マスタープラン」等に基づきながら、計画的な道路整備を推進していく必要があります。

#### (計画目標)

- 国道50号バイパスの整備や国道294号の4車線化、主要地方道筑西・つくば線バイパスなど、広域交通網の整備を促進します。
- 筑西幹線道路をはじめ、交通渋滞を解消し活発な社会経済活動の基盤となる幹線道路網や都市計画道路の計画的な整備を推進します。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
一本松・茂田線の整備率	41.0%	100.0%
中島・西榎生線(南伸)の整備率	0.0%	71.4%
小川線の整備率	0.0%	86.0%

#### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 国・県道の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道の混雑緩和のため、国道50号下館バイパスの早期完成、協和バイパスの整備促進、さらには国道294号4車線化の早期実現を国・県に要望していきます。</li> <li>主要地方道筑西・つくば線バイパス等の整備を、引き続き県に要望していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道、県道の整備促進要望</li> <li>道路整備促進各種団体への参画</li> </ul>
2. 幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地環状線を形成する道路である一本松・茂田線(筑西幹線道路)や中島・西榎生線(南伸)の整備など、交通渋滞を解消し、活発な社会経済活動の基盤となる幹線道路の計画的な整備を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一本松・茂田線整備事業</li> <li>中島・西榎生線(南伸)整備事業</li> </ul>
3. 都市計画道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の道路ネットワークを強化するため、小川線などの都市計画道路の整備を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小川線整備事業</li> </ul>

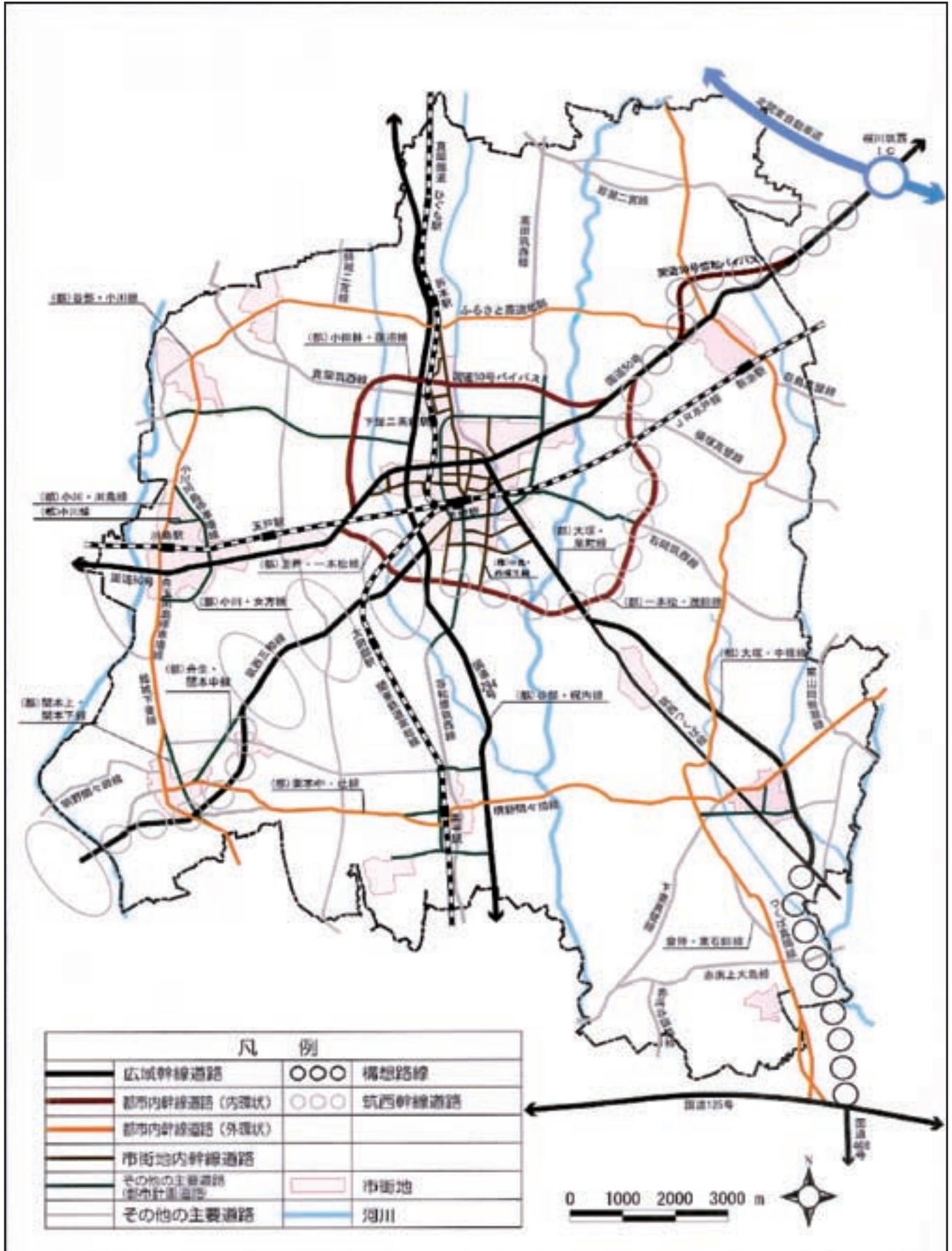


県道・筑西つくば線バイパス



倉持バイパス

### 主要道路構想図



## 2. 公共交通網の整備

### (現況と課題)

本市は、JR水戸線が東西を横断するとともに真岡鐵道真岡線及び関東鉄道常総線が南北を縦貫する鉄道交通の要衝となっていますが、これらの鉄道の利用者は全体として減少傾向となっています。また、自家用車への依存が高いことから、公共交通のおかれた環境は大変厳しい状況であり、民間路線バスが平成20年3月に全線が廃止されるなど、市民の主要な移動手段が不足している状態ですが、平成19年10月から交通弱者や交通不便地域の解消を図るため、デマンドタクシー「のり愛くん」の運行が始まっています。

今後は、高齢者や障害者をはじめ交通弱者への対応や市民の交通利便性の向上のため、デマンドタクシーの運行方法の検討や、コミュニティバスなどの研究・検討により、各種交通の連携による地域全体を網羅する持続可能な公共交通体系を構築していく必要があります。同様に、鉄道は通勤・通学者を含めた市民の日常生活や経済活動を支える公共交通の基盤であり、輸送力の強化や安全運行のための整備支援、利用促進を推進していく必要があります。

### ■鉄道の利用状況(1日平均乗車人数)

(単位:人)

	JR水戸線				関東鉄道常総線			真岡鐵道真岡線			
	下館駅	玉戸駅	川島駅	新治駅	下館駅	大田郷駅	黒子駅	下館駅	下館二高前駅	折本駅	ひぐち駅
平成18年	3,737	838	996	803	596	201	67	341	38	43	41
平成19年	3,727	837	966	785	645	186	70	372	32	39	44
平成20年	3,686	816	970	793	681	193	73	375	34	46	49
平成21年	3,548	811	886	698	602	135	65	306	34	39	43
平成22年	3,450	770	832	672	443	178	67	375	51	36	37

(資料:JR水戸支社、関東鉄道、真岡鐵道)

### (計画目標)

- 通勤・通学者の移動手段として欠くことのできない鉄道の輸送力強化や安全運行のための整備支援を推進し、利便性向上を図ります。
- 交通弱者や公共交通利用不便地域に対応し、市民のニーズに応えるデマンドタクシー運行方法を研究し構築していくとともに、コミュニティバスなど持続可能な交通システムによる公共交通体系を検討していきます。

(目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
デマンドタクシーの利用人数	158.9人/日	200人/日

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 鉄道輸送の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の交通利便性の確保のため水戸線、真岡鐵道、関東鐵道の輸送力の強化を図り、利用促進を推進していきます。</li> <li>鐵道安全運行のための整備支援を推進していきます。</li> <li>第3セクターである真岡鐵道の経営の安定化を図り、安全性と利便性の向上を推進していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利便性向上、輸送力の強化を関係機関に要望</li> <li>鐵道利用促進の推進</li> <li>常総線対策事業</li> <li>真岡鐵道(株)経営安定化支援事業</li> </ul>
2. デマンドタクシーの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>デマンドタクシーの運行方法をさらに改善し、より利用しやすい交通手段となるよう利便性の向上を図ります。</li> <li>デマンドタクシー利用者の増加を図り、収益の改善を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デマンドタクシー運行と、より利用しやすいシステム構築</li> <li>デマンドタクシーのPR</li> </ul>
3. 公共交通システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティバスなどの研究により事業としての継続性・採算性が確保された公共交通の構築を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティバスなどの研究</li> <li>デマンドタクシーなど他の公共交通との連携とあり方検討</li> <li>公共交通各種団体参画</li> </ul>

## 第5節 生活基盤の整備

### 1. 生活道路

#### (現況と課題)

本市の市道延長は2,647k m、舗装率は67.3%となっています。市内の各地区拠点間を連結する道路や周辺市町村へ連絡する道路整備については、前期期間内においても推進してきましたが、狭隘な道路は依然として多路線にわたり、交通安全及び生活基盤としての整備は未だ十分な状況ではありません。また、市道の一部である橋梁の老朽化が急速に進行する状況の中で、国土交通省は、平成19年度より「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度」を創設し、市町村においては、平成25年度までに長寿命化修繕計画を策定し、計画的に修繕・更新していくことが必要となっています。

市街地内の道路は全般に幅員が狭く、屈曲部等通行不便箇所も多いことから、緊急車両の通行や歩行者・自転車の安全に配慮した整備が必要となっています。一方、通行車両の増加や大型化による生活道路の破損が著しく、市民から多数寄せられる補修要望にも対応していく必要があります。

今後は、市民生活を支える身近な生活道路を計画的・段階的に整備するとともに、交通安全施設の充実、快適な歩行空間の整備など、バリアフリーに配慮した高齢者や障害者などだれにもやさしい道路づくりを推進していく必要があります。

#### (計画目標)

- 狭隘道路の整備をはじめ、市民の日常生活を支える身近な道路網の計画的な整備を図ります。
- 交通環境の維持・改良を計画的に推進するとともに、安全で快適な歩行者・自転車道の整備を推進します。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
市道の舗装率	67.3%	70.0%

#### (施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 生活道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の各地区拠点間を連結する道路や周辺市町村へ連絡する道路など、幹線道路を補完し、市街地の形成を支援する生活道路の計画的な整備を図ります。</li> <li>日常生活を支える身近な道路の維持・管理や狭隘・屈曲部など危険箇所の改良に努め、安全性・利便性の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活道路の整備</li> <li>狭隘道路の整備</li> <li>市道の管理・補修</li> <li>道路側溝清掃</li> </ul>
2. 橋梁の修繕・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁長寿命化修繕計画を策定し、老朽化の著しい橋梁を修繕・整備し、市民の安全で快適な交通の確保を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁長寿命化修繕計画策定</li> <li>橋梁の修繕・整備</li> </ul>
3. 交通安全施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩車道の分離や自転車道の整備、交通安全施設等の整備など、歩行者・自転車が安全・快適に利用できる道づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガードレール等の設置</li> <li>道路反射鏡、視線誘導標の設置及び適正管理</li> <li>道路区画線の設置及び補修</li> </ul>



道路改良工事

## 2. 公園・緑地

### (現況と課題)

公園・緑地は、都市生活における緑や癒しの空間というだけでなく、災害時の避難場所等防災拠点としての機能も有しており、安全で快適な都市生活の実現に向け、生活に密着した公園や緑地の整備と適正な配置が望まれています。

本市ではこれまでに、身近な公園や広場の整備、スポーツ・レクリエーションの拠点となる総合公園や運動公園等の整備などを進めてきました。一方、老朽化した施設も多く、計画的な修繕・改築などが必要とされています。

今後は、「都市計画マスタープラン」に基づき「緑の基本計画」を策定し運動公園、近隣公園、街区公園などの整備を進めていきます。また、地域の協力を得ながら適切な維持・管理に努め、市民との協働によるしくみづくりを推進し、都市化に伴い失われつつある市街地の緑や、田園地域の里山、河川の水辺などの貴重な緑の空間の保全に、ひきつづき市民と一体となって取り組んでいく必要があります。

### 都市公園<sup>(※1)</sup>整備状況

(平成22年度末)

園種別	広域公園	運動公園	総合公園	地区公園	近隣公園 <sup>(※2)</sup>	街区公園 <sup>(※3)</sup>	歴史公園	緑道	合計
箇所数	1	3	1	2	5	53	1	3	69
面積(ha)	24.80	19.15	5.37	16.30	8.36	11.97	0.02	0.67	86.64

### (計画目標)

- 都市部に残る貴重な緑の保全を図るとともに、都市空間の基盤となる近隣公園や街区公園の整備充実を努めます。また、多様化する市民のニーズを踏まえつつ、運動公園などの整備充実を推進します。

### (目標指標)

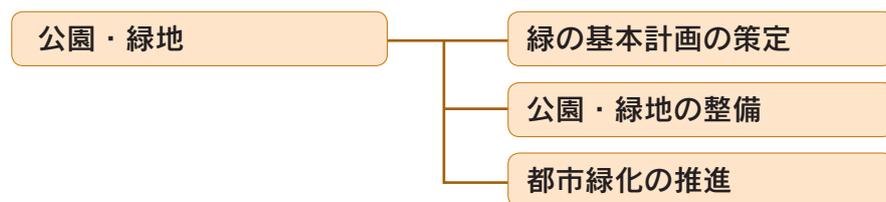
目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
市民1人当たりの都市公園整備面積	8.04㎡	9.23㎡

※1 都市公園：都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体や国が設置するもの

※2 近隣公園：近隣地区に居住する者を利用の対象とし、1ヶ所当たり面積2haを標準として配置する公園

※3 街区公園：最も身近な公園で、1ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置する公園

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 緑の基本計画※4の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>「都市計画マスタープラン」による総合的な公園・緑地計画とあわせ、公共公益施設の緑化や民有地の緑化、貴重な緑地の保全等、本市が取り組む緑のまちづくりの指針として、都市緑地保全法に基づく「緑の基本計画」を策定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の基本計画の策定</li> </ul>
2. 公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」に基づきながら、近隣公園や街区公園等の身近な公園や運動公園の計画的な整備を図るとともに、市民との協働による管理のしくみづくりを推進します。</li> <li>また、市街地及び隣接部に残る貴重な緑地の都市計画決定など、緑地の保全に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園・緑地の整備</li> </ul>
3. 都市緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の主体的な緑化活動やボランティア活動への支援、そのためのルール作りに取り組み、地域に根ざした都市緑化を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民との協働による緑化の推進や適正な管理・運営</li> </ul>

※4 緑の基本計画: 都市緑地法に基づく都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実現するため、その目標や緑地の配置方針を定める計画。

### 3. 安全で安心できる水の安定供給(上水道)

#### (現況と課題)

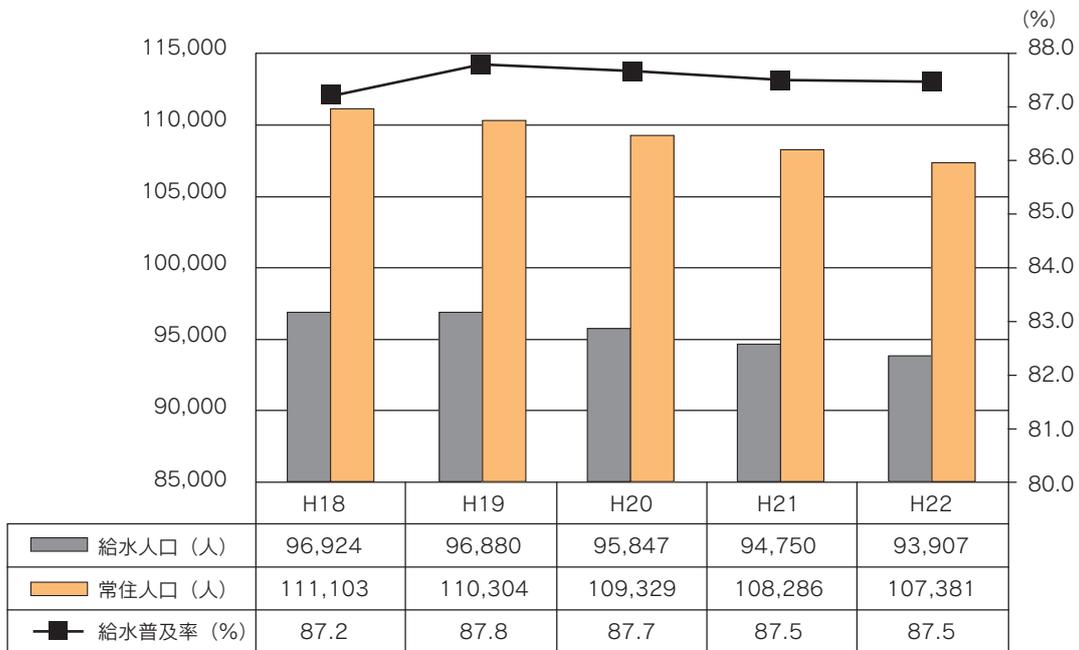
筑西市の上水道は、平成17年3月の合併以来、下館分区(昭和35年供用開始)、関城分区(平成3年供用開始)、明野分区(平成5年供用開始)、協和分区(昭和63年供用開始)、の4つの水道事業により市民生活と都市活動を支えてきました。

この間、平成19年4月に検針方法や料金徴収等のシステムの統一化を図り、平成21年4月に4事業の統合を行うとともに、料金統一を行いました。また、水需要に対応した管路の拡張、老朽管の布設替え及び浄水施設や配水施設の更新等の事業を行い、効率的な水運用と維持管理体制の強化を図ってきました。その結果、平成22年度末現在の普及率は87.5%となっています。

一方で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大きな被害は免れたものの一部の配水区域での断水や配水管での漏水が発生しました。

今後は、管路の耐震化や緊急連絡管の整備などハード面での整備に加え、災害時における対策マニュアルを策定する必要があります。

#### 上水道普及率の推移(%)



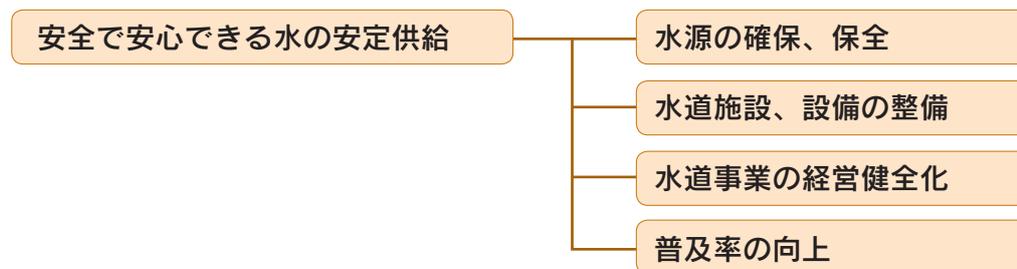
#### (計画目標)

- 将来の水需要等に対応する総合的な計画に基づき、水源の確保と施設の整備・拡充を図り、安全な水の安定供給を推進します。

(目標指標)

目標項目	現況値(平成22年)	目標値(平成28年)
上水道普及率	87.5%	92.0%
1日平均有収水量(水道使用量)	21,966m <sup>3</sup>	22,471m <sup>3</sup>

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 水源の確保、保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質管理の適正化を図るとともに、地下水と県企業局からの受水による2系統を基本に、安定した水源の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な水質検査</li> <li>各施設の運転・管理状況のチェック</li> </ul>
2. 水道施設、設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽施設の更新や配水管未整備区域の整備を計画的に進め、将来の水需要を踏まえた施設の整備・拡充を図るとともに、他事業者との応援給水体制の充実に努め、災害時のライフラインの確保を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配水管網強化</li> <li>未普及区域解消管路整備</li> <li>緊急連絡管整備</li> <li>石綿セメント管更新</li> <li>配水池容量の増設</li> <li>浄配水場の耐震性能の強化</li> </ul>
3. 水道事業の経営健全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>未整備区域の整備や老朽施設の更新等に必要な財源を確保するため、経営基盤の健全化を進めることが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有収水量の確保</li> <li>コスト削減</li> <li>料金の見直し</li> <li>収納率の向上</li> </ul>
4. 普及率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・安心な水道事業をPRし、利用促進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人井戸や共同井戸水の利用者に対する上水道利用への切替えの推進</li> </ul>

## 4. 下水道

### (現況と課題)

下水道は、生活排水の処理を行い、公共用水域の水質汚濁を防止する重要な役割を担っています。本市ではこれまで、公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽の設置などにより、良好な生活環境の確保に努めてきました。

公共下水道事業は、市で処理場を管理する下館地区の単独公共下水道事業と、県が処理場を管理する関城地区の鬼怒小貝流域下水道事業及び明野・協和地区の小貝川東部流域下水道事業の3つの事業により市街地を中心に整備拡大を進めています。これからも計画に基づいた整備を実施するとともに、供用開始区域内における未接続世帯に対しては、加入促進に努めて水洗化率の向上を図ります。

農業集落排水事業は、地域の特性に応じて整備を推進しておりますが、農村地域における水環境の保全や農作物生産条件の改善を図る観点から、未整備地区については地域の現況及び周辺の水環境の状況を踏まえながら順次整備を進める必要があります。

合併処理浄化槽は、家庭などから排出されるし尿や雑排水を敷地内で処理し、終末処理場以外に放流するための設備で、公共下水道事業及び農業集落排水事業以外の区域において設置を促進し、水質汚濁の防止を図ります。

今後とも、公共下水道事業との整合を図りながら、農業集落排水事業の整備や合併処理浄化槽の普及など、地域に応じた効果的な生活排水処理を推進していく必要があります。また、施設の老朽化に伴う改築・更新を実施し、適切な維持管理に努めていく必要があります。

### (計画目標)

- 公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽などの適切な組み合わせにより、地域の特性に合わせた生活排水の処理を推進します。また、供用開始区域内における未接続世帯への加入促進に努めます。

### (目標指標)

目標項目	現況値(平成22年)	目標値(平成28年)
公共下水道供用開始区域内の水洗化率	77.8%	80.0%
農業集落排水加入率	87.2%	90.0% (H25目標)

### (施策の体系)



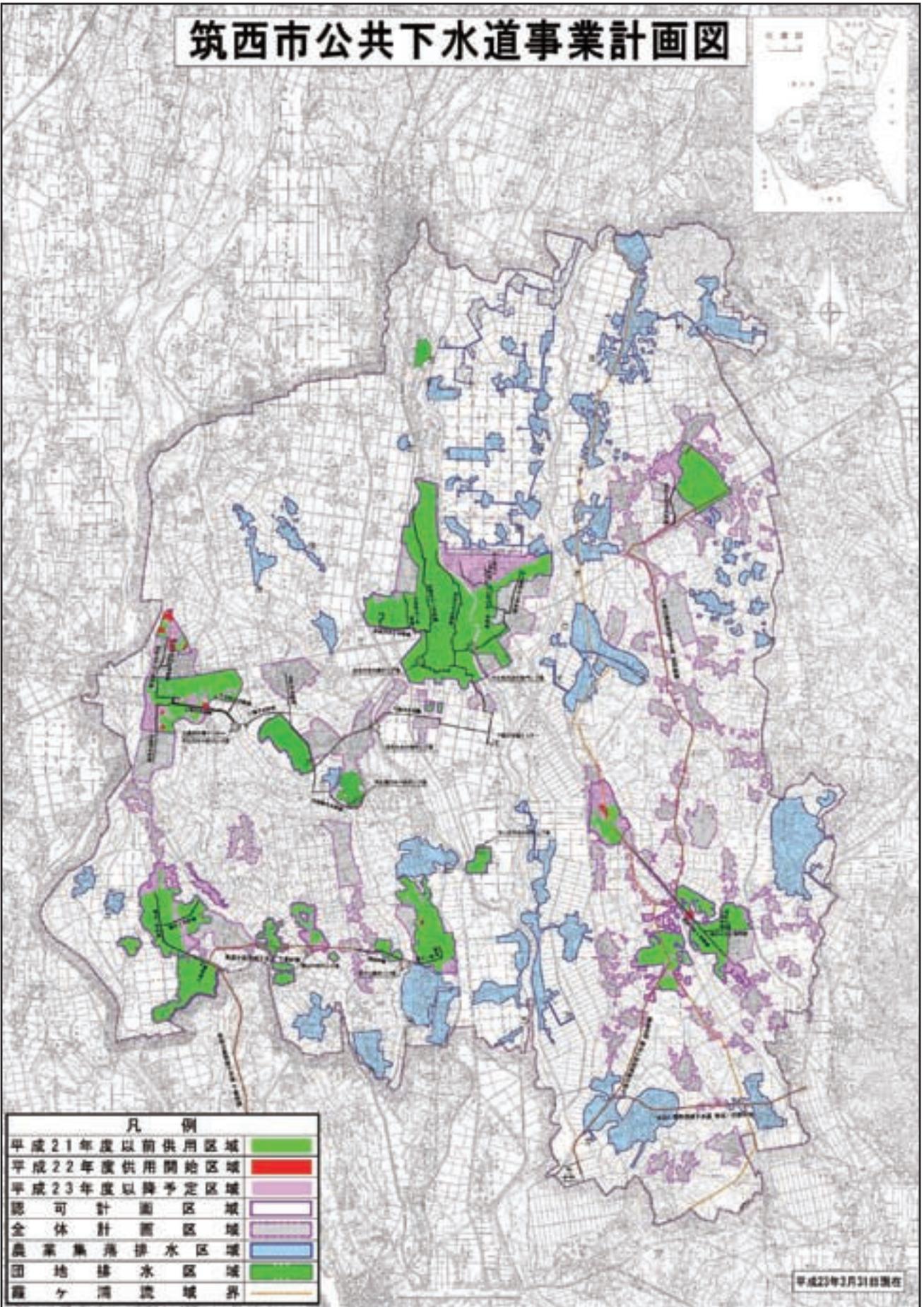
(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 公共下水道事業の推進と加入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道事業の整備を推進するとともに、未接続世帯への加入促進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道事業の推進</li> <li>排水設備等整備費補助金の交付</li> <li>接続件数の増加</li> </ul>
2. 農業集落排水事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水事業の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河間北部地区の整備促進</li> <li>既存施設の良い処理機能の維持</li> </ul>
3. 合併処理浄化槽の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道事業、農業集落排水事業との調整を図りつつ、合併浄化槽の設置を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽設置費補助金の交付</li> </ul>



農業集落排水処理場（竹島地区）

# 筑西市公共下水道事業計画図



凡 例	
平成21年度以前供用区域	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black;"></span>
平成22年度供用開始区域	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #FF0000; border: 1px solid black;"></span>
平成23年度以降予定区域	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #FFB6C1; border: 1px solid black;"></span>
認可計画区域	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #E6E6FA; border: 1px solid black;"></span>
全体計画区域	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #DDA0DD; border: 1px solid black;"></span>
農業集落排水区域	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black;"></span>
団地排水区域	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #008000; border: 1px solid black;"></span>
利根川流域境界	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 1px; background-color: #FFD700; border: 1px solid black;"></span>

平成23年3月31日現在

## 5. 河川

### (現況と課題)

本市には1級河川<sup>(※1)</sup>が11河川、準用河川<sup>(※2)</sup>が6河川(3河川は、1級河川と準用河川に指定)の14河川が流れています。これらの河川は、治水機能はもとより、雄大な自然や潤いある水辺の環境として市民に親しまれており、河川の美化や景観を守る市民・団体の活動もさかんに行われています。

一方、未改修箇所などでは豪雨等による氾濫、決壊等、依然として災害の危険性を有していることから、適切な治水対策が求められています。

今後は、国土交通省や茨城県に対して、各同盟会などを通して、治水、利水両面での河川整備を要望していくとともに、河川敷への公園や緑道の設置、親水性や生態系に配慮した安全で親しみやすい河川環境の創造に市民とともに取り組んでいく必要があります。

### (計画目標)

- 河川の早期改修を促進し総合的な治水機能の充実を図るとともに、災害を未然に防ぐ調査・パトロール体制を強化します。
- 安全で潤いのある河川空間を創造するため、市民とともに親しみやすい河川環境の整備を推進します。

### ■浸水被害戸数(床下浸水)

園種別	平成21年	平成22年	平成23年
浸水被害戸数(床下浸水)	2	1	0

水害統計調査より(国土交通省河川局河川課災害担当)

※1 1級河川:国土保全上または国民経済上、特に必要な水系で、国土交通大臣が指定した河川。

※2 準用河川:1級、2級河川以外の河川で、各市町村長が指定・管理を行う河川。

## 筑西市の河川

河川種別	河川名	管理	市内河川延長(m)	備考
一級河川	鬼怒川	国土交通省	13,000	
	小貝川	国土交通省	20,000	
	大谷川	国土交通省	3,700	
		茨城県	12,410	
	桜川	茨城県	2,300	
	大川	茨城県	8,000	
	観音川	茨城県	8,500	
	五行川	茨城県	12,000	
	北台川	茨城県	1,100	
	糸繰川	茨城県	2,170	
		筑西市	5,600	準用河川部分
	高木川	茨城県	1,700	
		筑西市	1,200	準用河川部分
内沼川	茨城県	1,160		
	筑西市	4,200	準用河川部分	
準用河川	昭和川	筑西市	4,000	
	上野川	筑西市	5,000	
	尻手川	筑西市	4,500	
一級河川 小計(m)			86,040	
準用河川 小計(m)			24,500	
合計(m)			110,540	

### (施策の体系)



### (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 総合的な治水排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省、茨城県、各土地改良区、公共下水道事業との十分な調整を図り、河川改修による総合的な治水排水対策を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県・関係団体に対する総合的な河川改修・治水対策の要望</li> <li>河川整備促進各種団体への参画</li> <li>排水機能を考慮した水路の整備</li> <li>老朽化した水路構造物の計画的修繕</li> </ul>
2. 河川環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系に配慮した親水性のある、豊かな河川の水辺環境の確保に努めるとともに、多目的に利用できる空間の整備を検討・推進していきます。</li> <li>関係機関と連携した河川パトロールや水路等の点検、市民による河川環境の美化など安全で潤いのある河川環境の整備に市民とともに取り組んでいきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携した河川パトロールや水路等の点検</li> <li>市民との協働による河川環境の美化など安全で潤いのある河川環境の整備推進</li> <li>「かわまちづくり計画」の推進</li> </ul>

## 6. 公営住宅

### (現況と課題)

本市の公営住宅は、県営住宅2団地、市営住宅25団地が整備されています。このうち市営住宅の管理戸数は平成23年4月1日現在749戸あり、昭和20年代から50年代に建設された木造や簡易耐火建築物が約6割を占めています。

本市では、耐用年数を経過した市営住宅の修繕・改修などの維持管理を段階的に推進し、住宅困窮者の居住の安定や少子高齢化対策に資する居住環境の整備、既存市営住宅の居住水準・設備機能の向上の推進に取り組んできました。

今後は、少子高齢化の急速な進行などを背景に多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、「筑西市住生活基本計画」を基に中長期的な維持管理を進めていくとともに、団地の統廃合や建替え計画等市営住宅の整備を進めていく必要があります。

また「筑西市営住宅長寿命化計画(仮称)」の策定を行い、既存市営住宅の計画的な改修等によるライフサイクルコスト(建物にかかる生涯コスト)の低減及び長寿命化を図っていく必要があります。

### (計画目標)

- 「筑西市住生活基本計画」に基づき、既存市営住宅の中長期的な維持管理をするとともに、団地の統廃合や建替え計画等市営住宅の整備を進め、適正な管理を推進します。
- 「筑西市営住宅長寿命化計画(仮称)」の策定に基づき、既存市営住宅の計画的な改修等ライフサイクルコストの低減及び長寿命化を図ります。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
市営住宅戸数	749戸	698戸
高齢者、障害者に配慮した市営住宅戸数	45戸	45戸

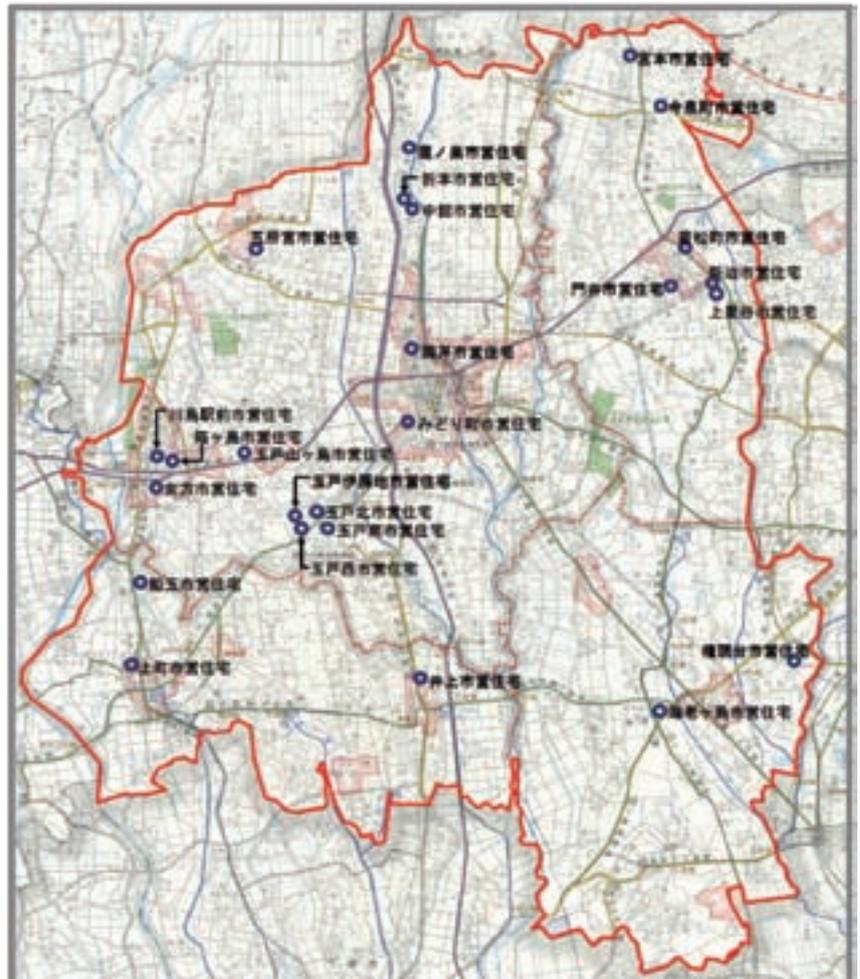
### (施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 良質な住宅供給の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「筑西市住生活基本計画」に基づきながら、耐用年数が経過した戸建住宅の払い下げ、空地の有効利用などを計画的に推進します。</li> <li>また、新規住宅の建設、建替え、既存市営住宅の活用などによる公営住宅の整備を推進していきます。</li> <li>高齢者向け優良賃貸住宅の入居者に対し、家賃の負担軽減を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅の解体</li> <li>筑西市営住宅長寿命化計画(仮称)策定</li> <li>市営住宅建替え・全面的改修・用途廃止</li> <li>高齢者向け優良賃貸住宅入居者の家賃負担軽減</li> </ul>
2. 住居水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化の進む市営住宅の居住水準・設備機能の向上及び市営住宅内の公園や集会場等の維持・補修を進め、住居水準の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>室内改修</li> <li>屋根改修</li> <li>駐車場整備</li> <li>集会場の改修</li> <li>植栽の維持管理</li> <li>屋上防水補修</li> <li>受水槽及び高架水槽撤去</li> <li>排水施設の整備</li> </ul>

■市営住宅配置図 (25団地)



## 7. 公営墓地

### (現況と課題)

本市では現在、「協和台原公園墓地」、「明野富士見霊園」、「明野墓地」の3か所の市営墓地を経営・管理しています。

墓地は市民生活にとって必要な公共施設である一方、近年の少子化及び核家族化の進行など、家族形態の変化や墓地観の多様化に伴い長期的な墓地需要予測はより困難になっています。

墓地の安定供給は重要な住民サービスであり、適切な経営・管理を継続するとともに、今後は老朽化した施設の修繕等必要な整備を図っていく必要があります。

### (計画目標)

- 市内の墓地需給の実情の把握に努めながら、市民のニーズに応える環境及び外観に十分配慮した優良な市営墓地の整備・供給を図ります。
- 広報紙や市ホームページでの情報発信を継続し、利用促進に努めます。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
協和台原公園墓地の利用率	51.6%	55.0%
明野富士見霊園の利用率	80.4%	92.0%

### (施策の体系)



### (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 市営墓地の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者募集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市広報紙・市ホームページによる募集</li> </ul>
2. 市営墓地の管理・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市営墓地の適正な管理・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改修工事の実施 (協和台原公園墓地の排水路及び法面の改修及び明野墓地の塀の新設工事と無縁墓地の増設)</li> <li>・ 施設植栽管理</li> </ul>

## 8. 情報通信基盤

### (現況と課題)

情報通信技術の急速な進歩により、生産や流通などの経済活動はもとより、消費・労働・教育等の情報の入手・伝達など、市民生活のさまざまな分野で情報通信技術への対応が進められています。これに伴い、行政においても業務の迅速・効率化や誰もがいつでも、簡単に利用できる行政サービスの手段として、情報通信基盤の充実が求められています。

本市ではこれまで、統合型ネットワークの構築により業務の効率化を推進するとともに、市内約60か所の公共施設と接続する情報ネットワークを構築し、行政サービスの向上に努めてきました。

今後は、このネットワークを地域情報化の基盤としても有効に活用し、地域経済活性化や魅力ある地域コミュニティネットワークの創造につなげていくことが期待されます。

また、地域による情報格差の解消に向けた基盤の充実に努めるとともに、個人情報の保護に配慮しつつ、利便性が高く市民生活の豊かさにつながる地域情報化に早急に取り組む必要があります。

### (計画目標)

- 「情報化推進計画」に基づき、行政の効率化に向けた体系的な情報システムの構築を図るとともに、これらを有効に活用した地域情報化を推進します。

### (施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 地域の情報インフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 時間や場所の制約を受けずに活用できる情報通信技術を地域間のコミュニティツールとする地域の情報インフラ整備により、行政や地域間の交流、世代間・団体間の交流等の活性化を促進します。</li> <li>• また、誰もが、いつでも、どこでも、高水準の情報通信が利用できるよう関係機関と協力して情報格差の解消に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• C A T Vの普及促進</li> <li>• 情報通信事業者への要望</li> </ul>
2. 災害に強い情報ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害時における情報通信基盤体制を確保します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報システム安定稼働のための予備電源の確保</li> </ul>
3. 情報リテラシー向上と情報化人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 誰もが、いつでも、どこでも安心して利用できる行政サービスの実現に向けて、情報基盤の整備と併せた高度な安全管理やリスク管理体制の強化に取り組み、電子市役所の実現を目指します。</li> <li>• また、情報リテラシー※の向上に向けた職員の情報化研修会等の実施により、さまざまな情報を適切に管理・活用できる人材の育成に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政内部情報システムのコンピュータウイルス・スパムメール対策</li> <li>• 情報化研修会の開催</li> </ul>

※情報リテラシー:情報機器やネットワークを活用して情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

## 第6節 安全・安心なまちづくりの推進

### 1. 消防・救急対策の強化

#### (現況と課題)

本市の常備消防は、筑西広域市町村圏事務組合により、消防本部、筑西消防署及び筑西消防署管轄分署の関城、明野、協和分署、川島出張所が配置されています。また、非常備消防は、消防団が6中隊43分団、機動部隊、女性消防団で構成されています。

本市ではこれまで、消防力の充実に向けて消防ポンプ車の更新、消防車庫及び詰所の建て替え、消火栓・防火貯水槽等の消防水利の整備など地域消防防災の強化、消防・救急対策の充実に努めてきました。

今後は、救急体制について、救急業務の高度化を図るため、引き続き救急救命士の養成に努めるとともに、高規格救急自動車の更新・整備とともに、救急患者の迅速な受け入れ体制の確立に向けて医療機関との連携強化など救急体制の整備が必要となっています。

また、市民による応急手当の知識の習得に向けた講習会をはじめ、AEDの使用方法を含めた救急講習を実施し救命率の向上を図っていく必要があります。

#### ■火災発生状況

(単位:件)

	発生件数
平成21年度	45
平成22年度	54

資料:筑西広域市町村圏事務組合消防本部

#### ■消防職員数及び消防機械

(単位:人、台)

	消防職員数	はしご付消防ポンプ車	化学消防ポンプ車	水槽付消防ポンプ車	普通消防ポンプ車	水槽車	救急車	搬送車	救助工作車
平成23年度	109	1	1	4	2	1	5	1	1

資料:筑西広域市町村圏事務組合消防本部

#### ■救急出動状況

(単位:件)

	総数	火災	交通	一般負傷	急病	その他
平成21年度	3,570	7	565	391	2,121	486
平成22年度	3,772	7	581	382	2,314	488

資料:筑西広域市町村圏事務組合消防本部

#### (計画目標)

- 火災予防活動の推進や消防力の充実に図り、火災に対する市民の安全・安心の確保に努めます。また、救急・救助体制の充実に進め、救命率の向上を目指します。

(目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
消防団員数	845人	876人
普通救急講習受講者数	4,738人	11,000人
救急救命士資格取得者数	33人	50人

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 消防体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活様式や都市構造の変化に対応できるよう、消防署及び分署の整備や消防装備の近代化、消防職員の技術の向上に努めます。</li> <li>また、消防団組織の強化や資機材・消防施設の系統的整備を進め、団員の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防施設の維持管理、更新</li> <li>消防車両の整備、更新</li> <li>消防水利の整備、拡充</li> <li>消防無線のデジタル化への移行</li> <li>茨城県消防広域化(県西ブロック)</li> </ul>
2. 救急・救助体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急救命士の養成に努めるとともに、自動体外式除細動器(AED)の計画的配置など救急資機材の充実を図ります。また、市民による応急手当の普及啓発を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急救命士の養成</li> <li>市民への応急手当の普及啓発</li> <li>高度救命用装備の充実</li> </ul>
3. 予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の未然防止のため、防火対象物についての調査・査察等を実施します。</li> <li>また、高齢者世帯等への火災予防の指導強化に努めるとともに、地域における高齢者や障害者など要援護者の状況を的確に把握し、緊急時の安全の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火査察の強化</li> <li>消防法等との違反に対する指導と是正</li> </ul>

## 2. 防災対策の強化

### (現況と課題)

近年、地球温暖化による局地的豪雨が各地で発生するなど、全国的に集中豪雨の発生頻度や降雨が増加傾向にあり、水害や土砂災害の発生が懸念されています。

本市では、国土交通省、茨城県との連携を図りながら、浸水被害の未然防止に努めるとともに、平成22年度には震災に備えた「筑西市耐震改修促進計画」の策定、さらには「筑西市国民保護計画」の見直しを行ったほか、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震ハザードマップ(揺れやすさマップ、地域の危険度マップ)を作成し市民に配布するなど、前期基本計画に基づく施策を着実に実施してきました。

一方、平成23年3月の東日本大震災は、日本の観測史上最大規模となり、本市においても最大震度6強を2回記録するなど市内全域に甚大な被害をもたらしたことから、今回の震災に係る市の対応について検証し、さらなる防災体制の強化を図るとともに、筑西市地域防災計画の改定を進めています。

また、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)の維持管理に努め、災害時における情報伝達手段の確保を図るとともに、大地震、風水害時における災害情報を地域住民に対し、迅速、正確に伝達していく必要があります。

今後とも、地域の状況に応じて、市民の身体・生命・財産を守る防災施設等の災害対応力を強化し、総合的な防災管理体制を構築するとともに、市内建築物の耐震性の向上、地域ぐるみの防災訓練の実施、自主防災組織の育成により災害に強い都市づくりを進めていく必要があります。

### (計画目標)

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、災害弱者の安否確認体制の確立、備蓄物資の充実等災害時の対応力強化、地域防災計画の改定など総合的な防災力の強化を推進します。
- 消防団、自主防災組織の育成・強化、防災知識の普及、実践的な防災訓練を通して、災害等に対する市民の危機管理体制の充実に努めます。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
防災訓練への参加者数(年間)	967人	1,000人
自主防災組織数	16組織	40組織
水防訓練への参加者数(年間)	338人	450人

### (施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
<p>1. 防災体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の大規模地震発生に総合的に対応するため地域防災計画を見直しするとともに、本計画に基づきながら、消防団の確保や自主防災組織の拡充、災害弱者の安全確保など、防災対策の充実に努めます。</li> <li>また、災害に備え、電気・ガス・水道などのライフラインの確保、貯水槽や備蓄倉庫などの防災施設の整備を推進します。</li> <li>緊急時の迅速かつ正確な情報伝達のための防災行政無線など防災情報システムの確立等伝達体制の強化を図ります。</li> <li>水防計画の策定および適切な運用を図ります。</li> <li>国民保護計画の適切な運用を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑西市地域防災計画の改定</li> <li>自主防災組織の結成推進</li> <li>自主防災連合会の設立</li> <li>緊急情報伝達訓練及び管理職参集訓練(隔年実施)</li> <li>災害時応援協定連絡協議会(仮称)の設立</li> <li>非常食、防災資機材の備蓄</li> <li>防災行政無線及び全国瞬時警報システムの適正な維持管理</li> <li>筑西市水防計画の策定及び運用</li> <li>筑西市国民保護計画の運用</li> </ul>
<p>2. 防災意識の普及・啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大地震を想定した避難誘導訓練・煙体験・放水訓練・初期消火訓練・救助訓練等の小学校区単位の実施や事業所への指導など、地域ぐるみの防災訓練の実施により市民の防災意識の普及・啓発に努めます。</li> <li>災害の危険性に関する情報、防災に関する一般知識、平常時の備え、災害時の心得等防災意識の普及・啓発に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校防災訓練の実施</li> <li>土砂災害防災訓練の実施</li> <li>ハザードマップ(洪水・土砂災害・地震)の市ホームページへの掲載</li> </ul>
<p>3. 防災まちづくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害を未然に防止するため、国・県と連携を図りながら、総合的な治水、雨水対策を推進します。</li> <li>誰もが安心して避難のできる避難場所の確保と避難施設及び避難路の整備を推進します。</li> <li>自主防災組織などが実施する防災訓練、防災啓発活動を支援し、地域防災力の向上を目指します。</li> <li>災害時における障害者や高齢者等要援護者対策を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内水対策としての排水樋管及び排水ポンプの管理</li> <li>住民への避難場所の周知及び避難所表示板の維持管理</li> <li>避難所、避難路の整備、確保</li> <li>自主防災組織、その他各種団体への防災活動の支援</li> <li>自主防災組織、関係機関と連携した要援護者体制の充実</li> <li>筑西市耐震改修促進計画に基づく建物の耐震化促進</li> </ul>

### 3. 防犯対策の推進

#### (現況と課題)

近年、犯罪の多様化・凶悪化・低年齢化の傾向が顕著となっている一方、地域交流の希薄化などを背景に、地域社会が従来担ってきた犯罪抑止機能の低下が問題となっています。

本市ではこれまで、筑西地区防犯連絡員・自警団・青少年育成団体・子ども安全ボランティア等の協力により、警察・行政と連携した防犯パトロール等を実施するなど、地域における防犯活動を推進してきました。

また、平成17年に筑西市安全で安心なまちづくり条例を施行し、行政・市民・事業者・土地建物所有者等が一体となって犯罪・事故の未然防止に努めています。

今後も、警察との連携のもと、市民防犯団体をはじめとする市民の自主的な犯罪防止活動を促進しながら、安全で安心して生活できる地域社会づくりに地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

さらに、青少年の非行防止のため、街頭指導や相談の一層の充実とともに、市内の有害環境の浄化に努めていく必要があります。



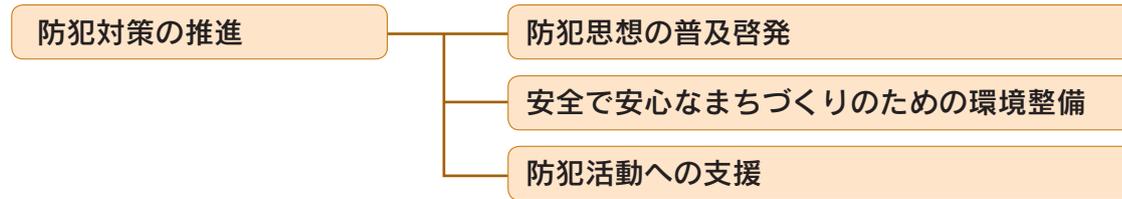
#### (計画目標)

- 市民の自主的な防犯活動に対する指導・相談体制の充実を図り、地域コミュニティによる犯罪抑止機能の向上を図るとともに、犯罪防止や青少年非行防止に関する啓発活動を推進します。

(目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
犯罪発生件数	1,535件	1,250件
防犯灯設置基数(自治会管理)	7,200か所	7,700か所
自警団結成数	17団体	30団体

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 防犯思想の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪の防止に向け、防犯連絡員等の活動を通し、一人ひとりの防犯意識の啓発を図ります。</li> <li>地域のコミュニティ活動を生かした防犯運動の展開により、防犯に対する地域力の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯キャンペーン等の実施</li> <li>広報誌・インターネット等を活用した優良事例の情報提供</li> </ul>
2. 安全で安心なまちづくりのための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市化の進展に合わせた警察施設の充実を要請します。また、犯罪抑止につながる防犯灯の計画的な整備を図ります。</li> <li>子どもの見守りや非行防止活動、子ども安全パトロールなど、子どもの安全の確保に地域ぐるみで取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯パトロール用の青色回転灯のさらなる普及</li> <li>LED防犯灯への移行推進</li> <li>自警団の結成推進</li> <li>警察・防犯活動団体・教育委員会との連携による防犯パトロールの実施</li> </ul>
3. 防犯活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑西市安全で安心なまちづくり条例に基づき、防犯に関する指導・相談体制の充実を図り、市民が自主的に実施する防犯活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察・防犯団体・市の連携強化による指導・相談体制の確立</li> <li>自主防犯活動マニュアルの事務指導</li> </ul>

## 4. 交通安全対策の推進

### (現況と課題)

交通安全は依然として重要な課題であり、特に近年では飲酒運転や交通違反など交通モラルの低下による事故の多発が大きな社会問題となっています。

本市の交通事故発生件数は年々減少の傾向にありますが、近年、子どもや高齢者に関わる事故が顕著であり、交通安全のさらなる徹底が望まれています。

本市ではこれまで、警察署・交通安全協会・交通安全母の会等との連携のもと、各種教室や講習会を開催し、交通安全の指導・啓発に努めてきました。

今後は、職場や地域、幼児から高齢者まで、それぞれの状況・段階に応じた参加体験型の交通安全教育を推進するなど、効果的な啓発活動を推進していく必要があります。

あわせて、交通安全施設の整備や障害者にも安全な歩行空間の確保、違法駐車等の防止のための自転車等駐車場の設置を検討・推進していく必要があります。



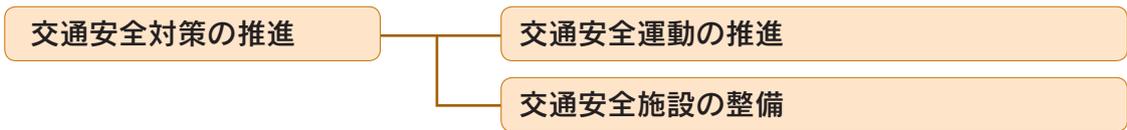
### (計画目標)

- すべての市民を対象に交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者や子どもを交通事故から守る運動を積極的に展開します。
- 道路状況に即した各種交通安全施設の整備・補修・改善を図るとともに、歩道の整備、放置自転車等の防止・排除を推進します。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
小中学校での交通安全教室開催状況	開催30回	開催30回
高齢者対象の交通安全啓発物配布状況	冊子1,000冊 チラシ3,000枚	冊子1,500冊 チラシ5,000枚

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 交通安全運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全協会・交通安全母の会・その他団体との連携のもと、交通安全教室、交通安全講習会、街頭キャンペーン等を実施し、幼児から高齢者に至るまでの市民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。</li> <li>飲酒運転追放運動、高齢者と子どもを交通事故から守る運動、シートベルト・チャイルドシート着用促進運動等を積極的に展開します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発物の配布</li> <li>交通安全教室の開催</li> <li>のぼり旗の設置</li> <li>キャンペーンの実施</li> </ul>
2. 交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通状況に即した交通安全施設の整備・補修・改善を推進します。</li> <li>自転車等の放置防止条例の徹底とともに、駅周辺の放置自転車等対策として自転車等駐車場の管理を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路反射鏡・視線誘導標等の設置及び適正管理</li> <li>道路区画線の補修</li> <li>放置自転車等の撤去</li> <li>自転車等駐車場指定管理者との連携</li> </ul>



交通安全キャンペーン